

議案第65号

中伏古辺地（他1件）に係る総合整備計画変更の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、中伏古辺地（他1件）に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり変更するものであります。

令和4年12月21日提出

芽室町長 手 島 旭

説 明

当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、辺地とその他の地域との是正を図るものであります。

総合整備計画書

北海道 芽室町 中伏古辺地
 (辺地の人口 194人、面積 13.41 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
北海道河西郡芽室町 中伏古
- (2) 地域の中心の位置
北海道河西郡芽室町北伏古南13線33-11
- (3) 辺地度数
149点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 電気通信に関する施設 (光ファイバー整備) ～ 芽室町における光ファイバーによる高速通信は、市街地のほぼ全域で利用できる一方で、農村部においては、平成25年度に整備したFWA、また一部地域におけるADSLの利用にとどまっており、農業者からは、日常生活はもとより、今後の農業経営においても、より高速、大容量な通信基盤が必要不可欠であるとの意見が多く寄せられている。さらには、GIGAスクール構想においては、学校はもちろん、児童・生徒の自宅においても、光ファイバーが整備されていることが望まれている。以上のようなことから、情報通信の地域間格差を解消すべく、農村部における光ファイバー整備を行うものである。
- 道 路 (伏古5線) (日の出線 設計) (日の出線 施工) (日の出線) ～ この地域は農業地域であり、当該路線は農産物の輸送にも利用されているが、道路の経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送に支障をきたしていることから、安全確保と利便性向上のために道路改良設計及び施工を行う。
- 公民館その他集会施設 (中伏古地域福祉館) ～ 芽室町地域集会施設再整備計画に基づき、老朽化が進んだ地域集会施設を、災害に強いまちづくりの視点と地域活動の場として利便性の高い再整備を行う。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (光ファイバー整備)	芽室町	757,000	274,400	482,600	26,400
道 路 (伏古5線)	芽室町	48,774		48,774	48,700
道 路 (日の出線 設計)	芽室町	6,958		6,958	6,900
道 路 (日の出線 施工)	芽室町	15,543		15,543	15,500
道 路 (日の出線)	芽室町	26,075		26,075	26,000
公民館その他集会施設 (中伏古地域福祉館)	芽室町	68,794		68,794	68,700
合計		923,144	274,400	648,744	192,200

総合整備計画書

北海道 芽室町 上伏古辺地
 (辺地の人口 206人、面積 13.67 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
北海道河西郡芽室町 上伏古
- (2) 地域の中心の位置
北海道河西郡芽室町上伏古11線1-3
- (3) 辺地度点数
253点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 電気通信に関する施設 (光ファイバー整備) ～ 芽室町における光ファイバーによる高速通信は、市街地のほぼ全域で利用できる一方で、農村部においては、平成25年度に整備したFWA、また一部地域におけるADSLの利用にとどまっておき、農業者からは、日常生活はもとより、今後の農業経営においても、より高速、大容量な通信基盤が必要不可欠であるとの意見が多く寄せられている。さらには、GIGAスクール構想においては、学校はもちろん、児童・生徒の自宅においても、光ファイバーが整備されていることが望まれている。以上のようなことから、情報通信の地域間格差を解消すべく、農村部における光ファイバー整備を行うものである。
- 公民館その他集会施設 (上伏古地域福祉館) ～ 芽室町地域集会施設再整備計画に基づき、老朽化が進んだ地域集会施設を、災害に強いまちづくりの視点と地域活動の場として利便性の高い再整備を行う。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (光ファイバー整備)	芽室町	757,000	274,400	482,600	27,100
公民館その他集会施設 (上伏古地域福祉館)	芽室町	162,525		162,525	162,400
合計		919,525	274,400	645,125	189,500

中伏古辺地（他1件）に係る総合整備計画変更について

- 1 『辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（以下「辺地法」という。）』

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする法律

- 2 辺地とは

交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等の地域で、中心地から5平方キロメートル以内の面積の区域の人口が50人以上かつ駅やバス停、医療機関等からの距離を点数化した辺地度点数が基準点以上の地域

- 3 辺地に係る総合整備計画の策定

『辺地法』第3条第1項により、議会の議決を経て公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）を定めることができる。

- 4 今回の変更点について

請負契約の増額変更に伴い、以下のとおり総合整備計画を変更するもの。

○中伏古辺地

施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
公民館その他集会施設 (中伏古地域福祉館)	変更後	68,794		68,794	68,700
	変更前	66,689		66,689	66,600

○上伏古辺地

施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
公民館その他集会施設 (上伏古地域福祉館)	変更後	162,525		162,525	162,400
	変更前	152,555		152,555	152,500